平成２１年（フ）第７１７４号
大阪府枚方市中宮本町14番12―201号
債務者　白數　量子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２３２号
大阪市北区国分寺２丁目３番23号　木下大淀ハイツ304号室
債務者　齋藤　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２３７号
大阪市旭区今市２丁目９番14号、住民票上の住所愛媛県北宇和郡松野町大字目黒730番地
債務者　立花　美加
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２４５号
大阪府枚方市藤阪西町４番３―202号
債務者　春日野聖子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２５５号
大阪府豊中市熊野町３丁目16番12号
債務者　大重伸二郎
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２５８号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番29―1315号
債務者　緒方　啓介
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２６０号
大阪府八尾市老原４丁目91番地の２
債務者　吉村みち子（旧姓秋元）
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２６１号
大阪府八尾市曙川東４丁目20番地　森口マンション106号
債務者　本間　拓郎
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２６２号
大阪府八尾市曙川東４丁目20番地　森口マンション106号
債務者　本間　明子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２６７号
大阪府茨木市鮎川３丁目９番14号　茨木荘２階北
債務者　平田清子こと　表　　世連
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２８３号
大阪市住之江区粉浜２丁目６番18号　シャインマンション粉浜202
債務者　木村　和子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２８９号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目16番３号
債務者　西川　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２７号
大阪府泉佐野市日根野7006番地203
債務者　松田　昇司
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７３１号
大阪府岸和田市下池田町１丁目６番８―203号
債務者　建部　幸治
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７３３号
大阪府和泉市はつが野２丁目10番４―601号
債務者　村井　俊光
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７９４号
大阪府岸和田市摩湯町680番地の38
債務者　高木　信子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８０３号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目18番41号レトアＡ棟102
債務者　立花正樹こと　張　　正樹
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係